

## 第2回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和4年8月1日（月）午後2時～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

4階共用会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者代表の梅野委員から所用のため欠席とのご報告をいただいております。ご出席いただいておりますのは、公益代表委員5名、使用者代表委員5名、労働者代表委員4名、合計14名の委員の方にご出席いただいております。これは、委員定数の3分の2以上の出席が認められておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしていることから、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開となっており、本日3名の傍聴者の方がおられます。

以後の議事の進行は、会長にお願いしたいと思います。

（会 長）

それでは、議事に入るまえに、局長からごあいさつがございますので、よろしくお願いたします。

（労働局長）

皆様、お疲れさまでございます。委員の皆様におかれましては、ご多用中、またこの時期ですけれども、猛暑と言いましょうか、酷暑と言いましょうか、非常にお暑い中お集まりいただき、第2回目の新潟地方最低賃金審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、前回諮問させていただきました新潟県の最低賃金に関しまして、本日の議題に記載されております内容に関して事務局からご説明をさしあげたいと思います。なお、例年であれば、この時期には中央最低賃金審議会において地域別の最低賃金額の目安答申というものが示されまして、皆様方に伝達をさせていただく予定でしたが、すでにご承知かと思っておりますけれども、現在、中央最低賃金審議会、いわゆる目安に関する小委員会というものが本日も開催されるとお聞きしておりますけれども、その場で引き続き議論が行われているというところがございます。我々といたしましては、中央最低賃金審議会

での議論が整いまして、目安答申が行われました段階で速やかに皆様方にお伝えするとともに、私ども事務局といたしましては、本審議会の運営にあたりまして我々労働行政の推進にあたりましては、基本であります公・労・使の三者構成でご議論いただきます枠組みのもと議論の積み重ねでご結論を出していただけますよう、円滑な運営に取り組んでまいり所存でありますので、委員の皆様方におかれましてはご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

最低賃金の審議は例年のことでございますが、非常に過密な日程の中で皆様方のご参加をいただき、ご審議をお願いすることになります。また、大変暑い時期でもありますので、大変恐縮でございますけれども、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(会 長)

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。まず、議題の一つ目「新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

皆様、お疲れさまです。賃金室長の小柳です。私から、関係労使に対する意見聴取についてご説明申し上げたいと思います。

最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく「関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取」につきましましては、第 1 回審議会でご確認いただきましたとおり、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に基づき 7 月 25 日月曜日の正午までを期限として必要な公示を行ったほか、当局のホームページに掲載して、広く意見を求めたところです。結果として、期限までに意見は提出されませんでした。以上、ご報告いたします。

(会 長)

それでは、事務局からの説明、意見聴取については応募がなかったということですが、この点につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

なければ、そういうものはなかったということですので、そのままなしということで進めさせていただきます。

では、続きまして議題の 2 でございます。「令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

引き続き私からご説明申し上げます。

目安額の伝達についてということでございます。通常であれば、本審議会でも中央最低賃

金審議会から示される目安額について伝達させていただくところですが、本年度は、本日現在まだ示されておりません。そこで、事務局から皆様方にお諮りさせていただきたいのですが、本年度につきましては、目安額が提示されましたら専門部会で伝達するという方法をとらせていただきたいと思いますと考えております。なお、専門部会委員以外の委員の皆様方へは、中央最低賃金審議会から目安額が提示され次第、速やかにご説明させていただくこととしたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

(会長)

異例の事態ではございますが、中央最低賃金審議会でもまだ引き続き検討しているということでございます。ただいまの提案につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。もちろん、議論は専門部会でそれに基づいていろいろやりますし、もし目安について説明があったときにご質問等があった場合には、労働局そのものに、あるいはそれぞれ使用者側、労働者側、それぞれのところを通じて専門部会に出していただいてもけっこうですけれども、そのような形で、本来ならば本審でやるべき話ではございますけれども、そういう形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、目安額の伝達につきましては、専門部会で行うこととさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

どうもありがとうございます。異議はございませんでしたので、目安額の伝達につきましては、専門部会で行うこととさせていただきます。

続きまして、議題3「最低賃金基礎調査結果(報告)等について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(指導官)

地方賃金指導官の木村です。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、別冊ということで皆様にお配りさせていただいております「第2回新潟県最低賃金審議会資料」というものについてお話をさせていただきたいと思います。

この調査の目的は、新潟県地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改定の審議に資するため、低賃金労働者の賃金の実態を的確に把握することを目的に、毎年6月に実施させていただいております。調査結果につきましては、今ほどお話ししました表題をつけさせていただいて、別冊としてまとめさせていただいております。別冊の一つは、全労働者の方につきましては、別冊のもう一つは、パート労働者の方のみの勤続年数別を集計して

おります。この集計にあたりまして、産業分類コードにおける「製造業」、「情報通信業のうち新聞及び出版業」、「卸売業・小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業」の8区分のデータを取り込んで集計をさせていただいております。

(指導官)

この別冊の集計表のレイアウトは、厚生労働省より示されている形で作成されております。最初に、厚いほうの別冊の2ページをご覧くださいと思います。1枚めくっていただいたところです。

別冊の1枚めくっていただきまして、下のページ数で言いますと2というものをご覧くださいと思います。

表題は、「令和4年度最低賃金基礎調査テーブル表」という形にさせていただいております。これにつきましては、昨年度と同じスタイルで作成させていただいております。明細としまして、01に「食料品、飲料・たばこ飼料製造業」、明細02としまして「繊維工業」、明細03としまして「木材・木製品、家具・装備品製造業」、明細04としまして「印刷・同関連業」、明細05としまして「機械・金属製品等製造業」、明細06としまして「その他の製造業」、明細07としまして「情報通信業のうち新聞業・出版業」、明細08としまして「卸売業・小売業」、明細09としまして「飲食店」、明細10としまして「宿泊業」、明細11としまして「洗濯業」、明細12としまして「理容業、美容業」、明細13としまして「医療、福祉業」、明細14としまして「建物サービス業」、明細15としまして「特別計上以外のサービス業」としてテーブル表を作成させていただいております。この表につきましては、パート労働者を含む新潟県内の地域別最低賃金対象労働者の全労働者について調査結果を集計した表となります。集計結果につきましては、総括表(1)としまして「規模別・年齢別」と構成されております。(2)として「性別・年齢別」に集計したものであるということで、(1)(2)という構成になっております。

54ページをご覧くださいと思います。「新潟」というところがあります。その一番上に地域別最低賃金ということで新潟県最低賃金、現在は859円で、右に適用使用者数、適用労働者数というものがああります。この数は、令和元年の新潟県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者と、この冊子には書かれておまして、この数字をもとに、また別冊に戻っていただきまして、別冊の4ページをご覧くださいののですが、総括表(1)とありまして、左上が合計ということで34万4,129とあるのですが、この集計表全体の労働者数が34万4,129人ということになっておまして、先ほどの89万9,200と随分乖離が生じております。これはどうしてなのかということで確

認しましたところ、先ほどの冊子の 89 万 9,200 人というのは、新潟県の区域内の事業所で働くすべての労働者数の数字が記載されているのですが、今回、この集計表の中にはすべてではなくて、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業の 100 人未満の事業所と 30 人未満の卸売・小売業、学術、研究・専門技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉、他に分類されないサービス業で常用労働者を雇用する民営事業所と全国的に統一して調査を行っているのですが、この集計表には農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育・学習支援業、複合サービス業、公務等、並びに製造業で 100 人以上、情報通信業のうち新聞・出版業の 100 人以上、その他 30 人以上の企業がまったく含まれていないということになっているので、これだけ大きな乖離が生じているということが確認されました。さらには、新潟県全域の労働者数のうち、新潟県独自で設定されております特定最低賃金の審議に調査が必要な事業所であります電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信器具製造業、各種商品小売業、自動車（新車）、自動車部品・附属品小売業の業種が除かれており、今回この調査をした最終的な集計は、1 ページに書いてあるのですが、636 事業所で 5,177 人の労働者に対してこの 6 月に調査したことの結果に復元率をかけて、最終的に先ほど来の 34 万 4,129 人の調査票ということになった次第でございます。

この調査の対象事業所の選定につきましては、総務省の平成 28 年経済センサス 活動調査をもとにした事業所母集団データベース（令和 2 年時のフレーム）から作成した事業所母集団リストを母集団名簿として厚生労働省から受け取っております、そのアクセスファイルを用いて選定しております。調査集計表から全体数への復元率として用いる方法としては、従来から新潟地方最低賃金審議会では事業所数比に基づく集計としておりましたので、本年度も事業所数による復元倍率を使用しております。

続きまして、簡単になりますが、用語の解説を行わせていただきたいと思います。今ほどの別冊の 4 ページをご覧くださいと思います。一番左の列は、賃金の階層別が並んでおります。上段が賃金が低く、下段に行くほど賃金額が高い設定になっております。今ほどお話ししましたが、賃金階層別の右隣がその階層別に属する労働者数で、賃金額が高くなるにつれて累積されていくというような数字になっております。848 円から 909 円までは 1 円刻みで作成されておまして、910 円から 999 円までは 10 円刻みです。1,000 円から 1,499 円までになりますと 100 円刻みとなっております。

1 枚めくっていただきまして、6 ページをご覧くださいと思います。左下に月平均賃金額などいろいろ記載されておりますが、その中に「第 1 二十分位数」とありますけれ

ども、これは何かということですが、この表で低い賃金額から高い賃金額へ並べて復元をしますと、この調査票では、最終的に 34 万 4,129 人の労働者の方の賃金を復元したということになります。その低い賃金額から均等に 20 等分して、最初の等分した場所のところにある数字が「第 1 二十分位数」ということになっています。具体的に言いますと、34 万 4,129 人を 20 で割った数字が約 1 万 7,206 ということになりまして、1 万 7,206 人目の方がここで言う 859 円となります。同じように「第 1 十分位数」というのは、低い賃金額から高い賃金額へ並べていきまして、10 等分して最初のものになります。34 万 4,129 を割ることの 10 で 3 万 4,412 人目の方が 862 円です。「第 1 四分位数」は同じように 4 等分したのようになりますが、4 等分しますと 8 万 6,032 人目の方が 919 円です。最後に、中位数というのは全体の中心の人で、1 時間当たり 1,130 円です。最後になりますが、「四分位偏差係数」とは、この数字が高いほど分散度が高いということになっており、今回調べましたところ、0.2506 で、約 25 パーセントの散らばりということが確認できました。これは小さい位ではないかと思えます。全体的に見れば中央寄りに数字が並んでいるのではないかと思えます。

それから、この別冊には書かれていませんが、「未満率」と「影響率」という言葉があります。「未満率」というのは、今現在の件の最低賃金の 859 円に満たない方がどのくらいいるのかということになります。少し戻っていただきまして、4 ページをご覧くださいと思います。859 円の一つ上の欄の 858 円の欄を見ていただきたいのですが、つまり 859 円に満たない方が 4,990 人で、全体の 1.5 パーセントを占めていますということになりました。「影響率」というのは、賃金の引上げ額に応じましてその最低賃金額割れの影響が及ぶ労働者を表すパーセンテージになりますので、それを踏まえてご覧下さい。

私からは以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

一つだけ訂正をさせていただきたいと思えます。最初に私が皆様にお話させていただいております最低賃金設定要覧の 54 ページの新潟というところの適用使用者数、適用労働者数というお話をしたときに、「令和元年度の」という話をしたのですが、私の誤りでありまして、これは「平成 28 年度」の数字ということのようであります。21 ページに記載が書かれているようでありますので、訂正をさせていただきたいと思えます。申し訳ありませんでした。以上です。

(会 長)

詳しい説明をありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。

(木南委員)

この統計の読み方というか、意味の理解の仕方として、特定の産業の特定の数未満の

人たちを集計した表だということですよ。それは、ある程度の人数以下ということなので、そもそも大企業の方は反映されていないと思いますけれども、100人未満ないし30人未満の新潟県全体における賃金の実態を反映するように、無作為に抽出されて集計されたものという理解で。よく未満率、影響率ということでこの辺が審議において非常に議論になると思うのですけれども、ここに書いてある未満率、これをもとにして計算する未満率、影響率というのは、そもそも大企業は入っていないわけですよ。いわゆる中小企業の未満率、影響率だということだと思いますけれども、それも全産業ではなく特定の産業のということで、連続性が議論されるときに昨年の影響率は何パーセントだった、その前は何パーセントだったというようなことで議論されることが多いと思うのですけれども、要は昨年のデータと今年のデータの影響率などの統計上の連続性はあるということによろしいのですか。それとも、これはまったく別のものであって、あくまでも参考程度だということになるわけですか。

(指導官)

では、先生からのご質問の件ですが、この事業所を設定するにあたりましては、無作為で行っております。先ほど来話をさせていただきました令和2年のデータベースが本省からきまして、その中から無作為で算出して企業の皆様に調査をさせていただいているところです。テーブル表、または還元倍率につきましても、例年通りで行っておりますので、先生からお話がありましたとおり、これは単年度のものではなくて、継続的に調査を行っていたものの結果ということでご理解いただいでよろしいのではないかと思います。

(木南委員)

調査対象など、今年は珍しく新聞業などが入っているのだなと思ってびっくりしたのですけれども、これは毎年同じでしたでしょうか。

(指導官)

はい。そのとおりです。今回、特別に変えたというところはありません。昨年度とまったく変えていない集計となっております。

(木南委員)

産業も変わってなくて、ただ無作為抽出する、製造業の中で会社を選んでやるのですよね。その際は、無作為抽出なので当然変わることはあるのでしょうかということ、ただ無作為なので、統計的には連続性がとれているものだという理解でよろしいのですね。去年とか昨年とか、いろいろとこの最低賃金のものについては、賃金の非常に重要なものだと思うのですけれども、訂正するという機会があったかと思いますので確認しておきたいのですけれども。では、データでは、未満率、影響率などは連続性があるものと

して取り扱ってよろしいということなのですね。

(指導官)

昨年来の話は私も確認しているのですけれども、先生の言われたとおり、これは昨年来とは一切変えておりませんので、連続性があるということで認識していただいてけっこうかと思われまます。

(木南委員)

ただ、表の見方としては、あくまで 30 人、100 人以下の企業における未満率、影響率だという、そういう資料なのですね。

(指導官)

その辺はまったく変わっておりません。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。できましたら、せっかく詳しい説明をしていただいたので、メモでも 1 枚入れておいていただくと、今年がいいのですけれども、来年、再来年と流れていく中で、変わる場合にはそこを的確に言わなければいけないでしょうし、それがあると聞いている側も分かりやすいのかなと思います。

内容についてはよろしいでしょうか。それでは、今のものはデータの説明ということでしたので、議題 4 に移ります。

議題の 4 は「その他」でございます。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

私からご説明申し上げます。先日開催しました第 1 回最低賃金審議会において、「中小企業の支援の仕方、あるいは取組状況についてご説明願いたい」というご質問がありましたので、それについて、この場でご回答させていただきたいと思っております。

おさらい的に、その質問の中身ですけれども、昨年度の審議会の答申で「当審議会としては、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が懸念される中、支援策の一層の拡充を政府に対して強く要望すべきであるということを申し添える」、これが確認されたところです。これを踏まえて、新潟労働局として中小企業への支援策についてどのような内容のもの、あるいは県内における取り組み、さらに実績について説明ねがいたいというような趣旨だったと思います。

お手元の資料で 7 です。ここに、一覧表で助成金の実績を添付させていただいております。それをご覧いただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。

今ほどのご質問ですけれども、これは新潟局だけでなく、中央最低賃金審議会において



も同様の質問、要望がなされております。令和3年7月16日の目安に係る答申において、「生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等、引き続き取り組むこと。特に業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対して強く要望する。」そうした旨の付帯決議が確認されているということでございます。こうした要望に対して、厚生労働省の取り組みが大きく2点ありました。一つは、業務改善助成金の要件緩和、それから運用改善、もう一つは、経済産業省との連携による中小企業を支援するための助成金の利活用の強化、このようなものを柱として取り組みを行ったということです。

最初に業務改善助成金について、どのような取り組みを行ったかについてご説明申し上げます。助成金の要件緩和・運用改善、これについては、昨年度、3次にわたって行ったということでございます。第一次が令和3年8月1日から、具体的には、制度については引上げ人数10人以上というものを新設しました。それまでは7人以上だったのですけれども、新たに10人以上を新設しました。それから、助成の上限額を450万円から600万円に拡大しております。それから、30円、60円、90円という三つのコースであったのですけれども、45円コースというものを新設しています。これは、さまざま使い勝手のよい助成金ということで制度改善を行っているということでございます。

それから第二次としては、昨年10月1日からです。人材育成・教育訓練費用の要件緩和ということで、従来であれば、例えば外部講師の謝金について1時間当たり10万円、上限3時間30万円という要件があったのですけれども、これを1回当たり10万円、上限を5回で50万円に引き上げを行っております。それから手続きの簡素化、具体的には提出資料の限定化です。すべての労働者の賃金台帳を出してくださいというところから、対象の労働者に絞り込んでよろしいですというようなことも行っております。

それから第三次は、今年の1月13日からです。今まで申し上げたのはいわゆる通常コース、通例コースと言われているのですけれども、特例コースというものを新設させていただいております。それによって、助成率を4分の3まで引き上げを行うというような運用の改善を図ってまいりました。

こうした改善がきちんと活用されるべきだということで、本省から広報活動も強化せよということで、昨年の8月ですけれども、新潟局としても県や市町村などの地方公共団体、それから皆様方にもですけれども、事業主団体、あるいは労働組合、業界団体、金融機関、県内のおおよそ300団体にこのような助成金があります、ぜひ活用してくださいということで周知をお願いさせていただいたということです。表をご覧くださいいただきたいのですけれども、一番上が業務改善助成金でございます。これは交付決定ですが、全国的には

令和2年度626件であったものが令和3年度には3,559件、おおよそ6.16倍となっております。新潟局でも令和2年度は6件であったのですけれども、令和3年度は55件、9.17倍と伸びております。

私ども、厚生労働省が所管する助成金、ここに働き方改革助成金とかキャリアアップ助成金、それから人材開発助成金、人材確保等支援助成金、これらも同じように中小企業への支援の一環として位置づけをさせていただいて、同様な取り組みを行っているところで、数字だけ見ると少し伸び悩んでいるところもありますけれども、同様な、業務改善助成金と同じように中小企業への支援ということで行っているところです。

それから、二つ目の柱としては、経済産業省との連携による中小企業支援の助成金の利活用の強化ということでございます。私どもの所管する助成金以外、経済産業省が行っている助成金もいくつかあります。例えばものづくり・商業・サービス生産向上促進事業、いわゆるものづくり補助金、あるいは持続化補助金、あるいはIT導入補助金、さらには中小企業等事業再構築促進事業、このようなものと、連携を図りながら行っているところです。今日は皆様方のお手元にお配りしておりませんが、このような形で経済産業省中小企業庁と連携して、同様の助成金を分かりやすく一つのリーフレットにまとめて、この周知に努めたということもございます。

以上、少し概括的で申し訳ありませんけれども、ご説明とさせていただきます。引き続き、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業、これに取り組むことといたしますので、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

(徳武委員)

ご説明ありがとうございました。これについては、私からお願いしたものですけれども、非常にていねいにまとめていただきましてありがとうございます。

数字を見ますと、昨年度比の倍率で言うと、新潟、御局が全国を上回っているということで、非常に一生懸命やっていただいております。感謝申し上げます。ただ、経済センサスなどの数字、皆様ご存知かと思うのですけれども、新潟県内に事業所は約11万事業所あって、よく言われるのですけれども、従業員数50人未満の事業所がそのうちの96パーセント、10人未満の事業所が76パーセントを占めているというような統計がございます。こうした事業所のすべてがコロナ禍での最低賃金引上げの影響によって苦勞しているとか、あるいは助成金が必要だというわけではありませんけれども、

率直に申し上げてその数字から言うと、まだこういうことを利用したいとか、そういう事業所はあるのではないかと考えております。

そこで、これに関連しまして述べさせていただきたいのですけれども、皆さん、7月23日の新潟日報に最低賃金の影響を大きく受けた方の記事が載っていたかと思うのですけれども、そこにはタクシー事業者の経営状況が厳しいということが載ってありました。この業界は、昨年度、コロナ禍、あるいは最低賃金の引上げを大きく受けた業界の一つですけれども、恐らく初めて使用者側からの異議申し立てを行った業界だと私も覚えております。皆さん、記事をご覧になったと思うのですけれども、改めて読み返してみますと、ここには「コロナ禍の長期化で売上が大きく落ち込んで回復しないことから、事業継続の瀬戸際にあつて事業所の土地の売却や賞与のカットで急場を凌ぐなか、最低賃金の大幅引上げにより勤務時間を減らすなどギリギリのコストカットを行い、現状では賃金を引き上げられる状況ではなく、売上も回復せず、もう対応のしようがない」というコメントが載っておりまして、最低賃金の大幅な引上げが死活問題になりかねないと記事に書いてございました。私も、実際にこの業界の社長にお話を伺ったのですけれども、伺ったところでは、さらに今は燃料費などが値上がりしていますけれども、運賃が改定されていないということで、益々苦しい状況にあります。先ほどご紹介いただいたような助成金があることも知っていますけれども、要件に合致しませんし、設備投資などを行う余裕すらない状況です。最低賃金の引上げや格差解消には反対しませんが、もはや自分の会社だけでは対応できません。事業者へのしわ寄せが限界にきている状況を理解してほしいというようなお話でございました。

昨年は、先ほどお話がありましたように、当県ばかりでなく各地方の審議会でも最低賃金引上げの影響を受ける事業者への支援策の一層の拡充を求めましたが、このように未だ最低賃金の大幅な引上げにより危機に直面している事業者があることにも留意しなければならぬと考えております。また、審議会には、法律によって最低賃金に関し調査・審議する権限が与えられておりますから、こうしたことを言い放しにするのではなく、このような事業者に支援が届いていないのか、あるいは届いたが要件に合致せず使えなかったのか、あるいは支援を受けたが十分でなかったかなどについても確認し、引き続き支援体制や支援策の拡充を求めていくことも必要と考えております。

この点につきまして、公益、あるいは労働者の委員の皆様のご意見もお聞きして考えていきたいと思っておりますけれども、審議会では時間の制約もあつて難しいと思っておりますので、これは専門部会の中で検討させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。その点は、また専門部会でということで、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして議事がすべて終了いたしました。議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。1点、私が冒頭で傍聴者の方は3名とお伝えしたのですが、4名ということで訂正させていただきます。

では、次回、第3回の本審につきましては、8月5日午後2時からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度第2回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

なお、第1回の専門部会は、引き続き本日午後3時30分から共用会議室で開催いたしますので、専門部会委員の皆様方におかれましてはよろしくお願いいたします。ちなみに、労働者側委員の皆様は3階の第3小会議室、使用者側委員の皆様は3階の審査室となりますので、適宜ご利用ください。以上となります。